

武雄市未来を描く20周年市民アイデア応援事業費補助金募集取扱要領

(趣旨)

第1条 市長は、市制施行20周年の節目に、地域の魅力を再発見し、このまちを築いてきた先人の努力と思いへの感謝とともに、これまでの歩みを未来へつなげ、新しい一歩を踏み出す機会とするため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）及び武雄市未来を描く20周年市民アイデア応援事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体、グループ又は企業等とする。

- (1) 構成員が5人以上であること。
- (2) 代表者は、市内に居住又は通勤若しくは通学する者であること。
- (3) 構成員の5分の4以上が市内に居住又は通勤若しくは通学する者であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としないこと。
- (6) 代表者、役員等が暴力団及び暴力団員等ではないこと。
- (7) 未成年のみで団体を構成する場合にあっては、保護者又は学校の職員等が参画していること。

[補助団体例]

- ・民間事業者（会社、個人事業主、公益社団法人、NPO法人等）
- ・地域団体（DMO、観光協会、サークル団体等）

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が実施する事業で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市制施行20周年の記念事業として、当該補助対象者が自主的に取り組む新たな事業。ただし、既存事業の場合は、拡充部分を対象とする。
- (2) 令和8年3月1日から令和9年3月31日までに実施及び完了する事業
- (3) 市内で実施する事業

[対象事業例]

- ・新たな集客イベント（祭り、花火、マルシェ、公演 等）

- ・新たな啓発イベント（講演、展示 等）
- ・新たな体験型イベント
- ・地域の伝統文化・産業・行事・資源の新たな伝承、保存及び情報発信事業 等

（補助対象経費）

第4条 補助事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、他の関係団体から補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額を補助対象経費から差し引くものとする。

経費の種類	内容
報償費	講師、出演者への謝礼等 団体等の構成員への支払いを除く。
旅費	講師、出演者の交通費及び宿泊費
消耗品費	文具その他の消耗品費
印刷製本費	情報発信するためのチラシ印刷代等
役務費	郵便料等の通信運搬費、保険料、手数料、 広告料等
委託料	警備委託、会場設営委託等
使用料及び賃借料	会場借上げ料、各種機材レンタル料等
その他	その他市長が認める経費

- (1) 事業実施にあたっては、支出が生じるごとに、支払先から領収書を求め保管すること。会計処理が適切になされていない場合は、事業に必要な経費であっても補助対象経費として認められない場合がある。
- (2) 補助事業の実施に伴い、収入がある場合は、補助対象経費から差し引いて算出する。
- (3) 算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（補助対象外経費）

第5条 補助事業の対象として認められない経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 団体等の経常的な運営経費、本事業に直接関係のない経費
- (2) 交付決定日より前に発生した経費
- (3) 施設整備や改修、機材購入などの設備整備に係る費用
- (4) 食糧費
- (5) 他の補助金又は助成金の交付を受けた対象経費
- (6) 公序良俗に反する又は社会通念上適当でないと認められるもの
- (7) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助内容)

第6条 本補助金の補助率及び補助上限額は、以下のとおりとする。

(1) 一般枠

補助対象経費の4分の3以内の額。ただし、40万円を上限とする。

(2) 特別枠

補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、20万円を上限とする。

特別枠の対象は、概ね25歳未満の構成員で構成される団体とする。

(補助対象期間)

第7条 令和8年3月1日から令和9年3月31日までに計画事業を実施し、完了実績報告書を含む、全ての精算書類の提出を済ませること。事業完了後、完了の日から起算して20日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、実施した事業成果の報告を行うこと。

(事業全体のスケジュール)

第8条

(1) 応募申請受付 令和7年10月20日(月)～令和7年12月15日(月)

(2) 審査 令和8年1月上旬～令和8年1月下旬

- ・補助金の審査は、提出された事業計画等について企画政策課で選任した市民の代表者の意見を参考に庁内で行う。

- ・必要に応じてプレゼンテーションの実施を求める場合がある。

(3) 応募審査の結果通知 令和8年1月下旬

(4) 採択事業の交付申請 審査結果通知後随時

(5) 交付決定 交付申請後随時

(6) 事業着手 交付決定後随時

(7) 事業開催 令和8年3月1日から令和9年3月31日まで

(8) 精算期限 令和9年3月31日まで

(9) 実績報告 令和9年3月31日まで

(10) 補助金交付 令和9年4月30日まで

※事業完了前の補助金支払いについては、要相談

(応募の手続き)

第9条

(1) 応募期間 令和7年10月20日(月)～令和7年12月15日(月)

※応募数が少ない場合は、追加募集を行う

(2) 応募方法 提出書類を武雄市企画政策課まで提出すること。

(3) 提出書類 応募に必要な書類は下記のとおりとする。

(ア) 応募申請書

(イ) 事業計画書（別紙１）

(ウ) 予算書（別紙２）

(エ) 構成員名簿兼委任状（別紙３）

(オ) その他資料

※提出書類は、事業選定において重要な視点となるため、作成に当たっては、詳細な計画を作成すること。

（審査基準）

第１０条 提出された書類をもとに、公益性や必要性、新規性、独創性、実現性のほか若者や女性に選ばれるまちを視点に審査する。

(1) 公益性

不特定多数の人々が参加しやすい事業であるか（入場料、駐車場、制限の有無）等

(2) 必要性

参加したいと思う事業であるか、地域が求めている事業であるか等

(3) 新規性及び独創性

これまでにない新たなものや地域ならではの創造的な事業であるか等

(4) 実現性

目的や条件、スケジュール、予算等補助制度の内容に合致した事業を計画であり、達成できる可能性があるか等

(5) 若者や女性に選ばれるまちを目指した視点の要素

若者や女性に選ばれるまちを目指した視点で計画された事業であるか

(6) その他 PR 性、将来性、地域への波及効果等を含め評価する

附 則

（施行期日）

この要領は、令和７年１０月１日から施行する。

（失効）

２ この要領は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示の規定に基づき既になされた申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。